

販売促進・新事業展開事業費補助金

を創設しました

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている町内事業者を支援するため、感染症発生の防止策を講じながら売上確保のための取組に要する経費について補助金を交付します。

補助対象者	次の要件を全て満たす者 ①町内に事業所を有し、その事業所で本補助事業を行う者 ②中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者、その他NPO法人、社団法人、財団法人等 ③直近決算とその前年決算を比べ売上げが5%以上減少している者 ※創業2年が経過しておらず年決算比較ができない者については、直近3ヶ月のうち最も低い月間売上が直近3ヶ月の月平均と比べ5%以上減少している者 ④町税の滞納がない者
補助対象経費 (税抜)	【販売促進事業】 感染防止対策を徹底して実施される販売促進活動に要する経費(消耗品費、印刷費、使用料、委託料、通信運搬費、広告料、出展料、交通費、宿泊費等) 【新事業展開事業】 今後の売上を確保するために新事業、新分野、新サービスに取り組むために要する経費(消耗品費、印刷費、使用料、委託料、通信運搬費、広告料、改修費、備品購入費、備品リース料等)
補助率	3/4以内(減少率が10%未満の場合は1/2以内)補助金は千円未満切捨
補助上限下限	【販売促進事業】 上限20万円、下限2万 【新事業展開事業】 上限50万円、下限10万
申請回数	1事業者あたり、事業ごとに1回まで
申請期限	令和3年11月30日まで(予算が無くなり次第受付を終了します)

対象となる取組例や補助事業の流れなど、詳細については裏面をご覧ください。
申請にあたり、奥出雲町商工会の事前確認が必要となります。
事業に関する事前相談や申請については、下記のお問合せ先までお電話ください。

お問合せ先

奥出雲町商工観光課 (TEL 54-2504)

奥出雲町商工会 本所 (TEL 54-0158)

経営支援センター (TEL 52-1119)

【ご利用の流れ】

■補助金の事前相談

↓
取り組む事業の内容が適しているか、対象経費となるか、必要な書類は何か等、事業に関するお問合せは、役場商工観光課又は奥出雲町商工会へ事前にご相談ください。

■交付申請書の作成

↓
取り組む事業計画がまとまれば、交付申請書を作成してください。また、交付申請書には奥出雲町商工会の確認欄がありますので、申請書を商工会に提出され当該箇所の記入を依頼してください。(商工会の会員でなくても補助事業者となれますが、申請書には商工会の記載を必要とします。)

■補助金交付申請

↓
役場商工観光課に関係書類を添えて補助金交付申請書を提出してください。申請内容を審査し、適正であれば交付決定通知書を送付します。

■事業実施

↓
交付決定通知書に記載された交付決定日以降、計画された事業に着手してください。申請した事業計画に変更が生じる場合は、必ず事前に変更申請の手続きをお願いします。なお、補助事業の実施期限は令和4年1月31日となります。

■実績報告

↓
計画された事業が完了してから20日以内に、実績報告書を役場商工観光課へ提出してください。

■補助金の精算(振込)

提出された実績報告書を審査し、補助金額を確定します。その後、補助金をお支払します。

【補助事業の対象となる取組内容の具体例】

【販売促進事業】

事業者が感染防止対策を徹底して行う売上回復のための販売促進活動を対象としています。具体的には次のような取組例が想定されます。なお、これまでも継続的に実施されている販促イベントや引き続き複数年に亘り利用可能なPR用品(幟や看板など)は補助対象経費となりません。

- 小売店等が行う販促(大売出しセールやイベント(設備展示会等))の周知に要するチラシ作成費や折込料など。※ポイント倍増や〇%還元などの取組自体は対象となりますが、付与や割引の補填費は補助対象経費となりません。
- 新規顧客獲得のための展示会、商談会への参加に要する経費(出展料や交通費、宿泊費など)。※展示会、商談会への参加については、1回あたり2名までの参加経費を対象とし、2回までとします。また、宿泊費については税込12,000円/人/回を補助対象経費の上限とします。
- 大型イベントへの出店を主たる売上とする事業者が、売上確保のために商業施設等で出店を行う際の施設利用料など。
- 飲食店や土産物店が、売上回復のために新メニューや新商品を開発し販売する際の開発費やPR費など。※開発費については開発にかかる原材料費、委託費(デザイン費など)や専門家のアドバイス料は対象となりますが、開発した商品の販売にかかる原材料費やパッケージ費用は対象となりません。

【新事業展開事業】

アフターコロナを見据え、今後の収益を確保するために取り組む新事業、新分野、新サービスへの取組を対象としています。具体的には次のような取組例が想定されます。なお、新規性を伴わない既存事業の拡大(例えば飲食店における新メニューの開発など)は対象となりません。

- ECサイト未開設の事業者が、ECサイトでの販売に取り組む
- 1次生産者が、新たにその産品を加工し販売に取り組む
- タクシー事業者が、新たに買い物代行サービスに取り組む
- 宿泊事業者が、宴会場の新たな利活用として会場間をWEBで繋ぐ等に取り組む
- テイクアウトに取り組む飲食店等が、WEB受付に取り組む
- 飲食事業者が土産等小売店(業態展開)に取り組む

※土地取得費、造成費、人件費、汎用性の高い電気製品(PCなど)等は補助対象となりません。